推進のように、特に必要と認められるものについて各種情勢も踏まえて政府が必要な範囲で支援や負担を行うことが必要である。また、保安検査に関し、航空運送事業者等及び空港等の管理者は相互に支援及び協力を行うほか、関係者の理解の増進に努めることが必要である。 なお、航空保安対策に係る費用負担については、今後も必要に応じて、そのあり方について有識者による会議等も活用し、政府が主導して関係者間で検討する。 ３．～５．　（略） 八　（略）	推進のように、特に必要と認められるものについて各種情勢も踏まえて政府が必要な範囲で支援や負担を行うことが必要である。また、保安検査に関し、航空運送事業者等及び空港等の管理者は相互に支援及び協力を行うほか、関係者の理解の増進に努めることが必要である。 なお、航空保安対策に係る費用負担については、二10. に示すとおり、引き続きそのあり方について有識者による会議等も活用し、政府が主導して関係者間で検討を進めることとする。 ３．～５．　（略） 八　（略）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

官報サービスセンターの変更の公表について

令和８年２月27日　　内閣総理大臣　高市　早苗

官報の発行に関する内閣府令（令和６年内閣府令第80号）第28条第６項の規定に基づき、書面等による官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布の委託事項について、変更があったことから、令和７年１月７日付け官報号外第２号に掲載した官報サービスセンターの公表についての一部を次のように変更し、令和８年３月１日から適用することとしたので、公表する。

官報サービスセンターの公表について（令和６年12月16日（令和８年１月３日変更））の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
官報サービスセンターの公表について
令和６年12月16日（令和８年３月１日変更）　　内閣総理大臣　石破　　茂
官報の発行に関する法律（令和５年法律第85号）第14条第１項の規定に基づき、書面等による官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布については、令和７年４月１日以降、以下の者に委託することとしたので、同条第２項並びに官報の発行に関する内閣府令（令和６年内閣府令第80号）第26条第３項及び第39条の規定に基づき、公表する。なお、当該委託を受けた者は、官報サービスセンターと称する。
<table>
<tr><th>名称又は氏名</th><th>担当区域</th><th>事務所の所在地</th><th>事業時間</th><th>休業日</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td colspan="6">［略］</td></tr>
<tr><td>共同新聞販売株式会社</td><td>愛知県</td><td>名古屋市中村区名駅３－４－13　Chambre 名駅</td><td>９：00～17：00</td><td>土・日・祝日及び12／29～１／３</td><td>052―561―3578</td></tr>
<tr><td colspan="6">［略］</td></tr>
</table>
（備考）　［略］
</td><td>
官報サービスセンターの公表について
令和６年12月16日（令和８年１月３日変更）　　内閣総理大臣　石破　　茂
［同左］
<table>
<tr><th>名称又は氏名</th><th>担当区域</th><th>事務所の所在地</th><th>事業時間</th><th>休業日</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td colspan="6">［同左］</td></tr>
<tr><td>共同新聞販売株式会社</td><td>愛知県</td><td>名古屋市中村区名駅３―25―５</td><td>９：00～17：30</td><td>日・祝日及び12／29～１／３</td><td>052―561―3578</td></tr>
<tr><td colspan="6">［同左］</td></tr>
</table>
（備考）　［同左］
</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中の［　］の記載は注記である。</td></tr>
</table>